

国際日本語研修協会 会則

第1条(名称)

この会の名称を以下のとおりとする。

国際日本語研修協会(略称IJEC)

第2条(設立年月日)

設立年月日は、2019年6月1日とする。

第3条(事務所所在地)

本会の事務所を以下に置く。

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-18-16 東信西新宿ビル 3 階

(運営事務局 〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-24-1 エステック情報ビルB1)

第4条(会の目的)

本会は、外国人日本語学習者、日本語教師、ボランティア指導員、日本語教育機関及び国際交流団体の分野に対して支援活動を行い、もって国際交流と日本語教育の普及に貢献することを目的とする。

第5条(活動・事業の種類)

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- 日本語教師求人情報の提供(メールマガジンを含む)
- 日本語教師就職支援(就職紹介を含む)
- 日本語教育に関わる講習会、研修会の開催(講師派遣を含む)
- 日本語指導員試験の実施
- ホームステイ業者の紹介
- 日本語教育関連の出版支援
- 日本語教師海外派遣(赴任前研修を含む)
- 短期長期留学生招致活動(コンサルタント)
- 日本語学校新規開設支援(コンサルタント)
- 日本語教師採用合同日本語学校説明会の実施
- 外国人・留学生へのアルバイト・就職転職情報の提供
- テキスト出版印刷
- 生活者・就労者のための日本語教育支援事業
- 内外の日本語教育関連イベント支援事業
- 看護師候補者支援事業

- 介護福祉士候補者支援事業
- 外国人特定技能制度支援事業

第6条(会員)

会員は、本会の目的に賛同したうえで、会員申込書を提出し代表、または副代表の承認を得ることを参加の条件とする。

第7条(役員)

本会に以下の役員を置く。

代表(理事)	1名
副代表	1名
会計	1名

第8条(役員の任期)

役員の任期は4年とする。ただし、再任を妨げない。

第9条(代表)

代表は会を代表し、円滑な運営に努める。副代表は代表を補佐し、代表が欠員のときは代表の職務を遂行する。

第10条(運営)

おおむね年1回の定例総会を開催する。重要事項については、役員による運営会議を行い円滑な業務遂行に努めるものとする。

第11条(会費)

年会費は任意とする。

第12条(会則改正)

本会則は、定例総会において、出席者の過半数の同意をもって改正することができる。

附則

1. 会の役員は次の会員とする。

代表(理事)	鈴木 紳郎
副代表	大日方 勝弘
会計	小谷 明子
2. 本会則は、2019年9月1日から適用する。

本会則の記載事項について事実と相違ないことを証明します。

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-18-16 東信西新宿ビル 3 階
代表(理事) 鈴木 紳郎 印